

## 特定非営利活動法人日本歯周病学会ベストデンタルハイジニスト賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、歯科衛生士が歯周病の予防および治療を通し、専門的知識と技術の向上を図り、国民の口腔保健の増進に寄与することを目的とし、日本歯周病学会ベストデンタルハイジニスト賞(英文名 JSP Best Dental Hygienist Award, 以下「本賞」という。)を設け、必要な事項を定める。

(選考対象)

第2条 日本歯周病学会学術大会歯科衛生士ポスターにおいて発表した筆頭発表者を選考対象とする。

第3条 本賞は次の各号を満たすものに授与する。

- 1 歯科衛生士免許を有する者。
- 2 日本歯周病学会会員であること。
- 3 過去に本賞を受けたことがないこと。

(受賞数)

第4条 受賞者は、各学術大会1名とする。

(選考方法)

第5条 受賞候補者は歯科衛生士関連委員長が委嘱した選考委員会で選出し、理事会および常任理事会の議を経て受賞者を決定する。

(表彰等)

第6条 受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。受賞者は受賞内容を日本歯周病学会会誌に受賞後1年以内に投稿する。

(受賞ポスターの掲示)

第7条 受賞ポスターは、次回開催の学術大会にて再掲する。

(本規程の改正)

第8条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

附則

- 1 本賞の副賞はタカラベルモント株式会社のスポンサーシップによる“TAKARA BELMONT Award”とする。
- 2 この規程は平成18年4月28日から施行する。
- 3 この規程は平成23年9月23日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
- 5 この規程は平成27年9月12日に一部改正し施行する。
- 6 この規定は平成29年12月15日に一部改正し施行する。
- 7 この規定は令和4年6月2日に一部改正し施行する。

## 特定非営利活動法人日本歯周病学会ベストデンタルハイジニスト賞に関する内規

- 第1条 本内規は、日本歯周病学会ベストデンタルハイジニスト賞の選考・表彰に関する必要な事項を定めたものである。
- 第2条 選考は、歯科衛生士関連委員会委員長が委嘱した歯科衛生士関連委員会の委員で行う。
- 第3条 受賞候補者の選考は、各委員の記名投票とする。尚、応募者の所属する組織の関係者である委員は、その採点を行わない。
- 第4条 選考対象は、原則としてベストデンタルハイジニスト賞規程に準ずるが、主に現場の歯科衛生士として直接患者との関わりがあるポスター発表とする。
- 第5条 審査は、選考対象となる歯科衛生士ポスターの着眼点、資料の質、治療法の妥当性、治療の質で評価し、1位を2点、2位を1点で合計し、審査員数で割った平均点の多い者を選出する。「該当者なし」の評価は認めない。尚、平均点が同点の場合は、1位投票数の多い者を選出する。さらに同点の場合は、歯科衛生士関連委員会の協議によって決定する。
- 第6条 表彰は次回の学術大会の歯科衛生士教育講演開始前に行う。
- 第7条 表彰を辞退される者がでた場合には、次点の者を繰り上げる。
- 第8条 学会誌の掲載費用は50,000円まで本学会負担とし、それを超える分は本人の負担とする。
- 第9条 この内規の改正は、歯科衛生士関連委員会の議を経て行う。

### 附則

1. この内規は平成18年4月28日から施行する。
2. この内規は平成21年4月1日に一部改正し施行する。
3. この内規は平成23年3月5日に一部改正し施行する。
4. この内規は平成23年12月10日に一部改正し施行する。
5. この内規は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
6. この内規は平成27年9月12日に一部改正し施行する。
7. この内規は平成30年3月25日に一部改正し施行する。
8. この内規は令和4年6月2日に一部改正し施行する。